

狭山3次再審請求での事実調べを求める署名に協力をお願いします

「狭山事件の第3次再審請求において 事実調べ（鑑定人尋問・鑑定）をおこなうことを求めます」署名に協力をお願いします。11月7日に開かれた解放同盟と解放共闘による府民集会でも大阪教組をはじめとする諸団体から取り組みの決意表明がされました。

退職者の出番です

しかし、そもそも狭山事件が今から59年以上も前に起きたことであり、現職の組合員からみると生まれる前の事件であり、労働組合がこの再審要求に取り組む理由は実感しにくいと思われます。一般的な「えん罪事件」としての取り組みになるのはやむをえないでしょう。この点では、犯人とされた石川一雄さんと同世代を生きてきた者として、私たち退職者こそ狭山再審請求に取り組む必要があります。

科学分析の精度が上がった

狭山事件の裁判では、万年筆発見の疑惑など、様々な疑惑が指摘されてきました。裁判所がこれらにきちんと向き合っていたならば間違った判決が出されることもなかったでしょう。さらに、今回、石川さん宅で発見されたとして、「有力な証拠」とされた万年筆が、被害者の使用していたものではないことが科学的に証明されました。「発見された万年筆」と被害者の学校で使用していた万年筆ではインクの色あい異なることはこれまでに指摘されてきましたが、仮に万年筆のインクを変えても元のインクの成分はごく微量に残ります。しかし、蛍光X線分析により「発見された万年筆」にはクロム元素が検出されず、発見された万年筆が被害者のものとは別のものであることが科学的に証明されました。

裁判所は専門家（鑑定人）の意見を聞け

この点以外にも、脅迫状の文字と石川さんの書いた文字は別人のもの、また当時の石川さんの識字能力では脅迫状の文書は書けないこと、石川さんの自白と判決で認定された客観的事実では殺害方法が異なることなど、弁護団から多くの疑問が指摘されています。裁判所は鑑定人尋問を通してこれらの疑問に向き合うべきです。

署名用紙の提出方法は3通り

署名を集約先に届ける方法は3つあります。できれば、①または②をお願いします。①②が困難な場合は③をお願いします。（12月20日までに）

- ①それぞれの単会に対応する現職の単組に届ける
- ②大阪教組本部へ郵送する（郵便番号543-0021 大阪市天王寺区東高津町4-1-1 大阪府教育会館4階）
- ③ネット署名を利用する

（<https://sayama-jiken.jimdofree.com>から署名HPにアクセスできます） [副会長 太田]